



## 電気代が安くなる!? 電力契約の訪問販売トラブル

2023. 12  
編集・発行  
浜松市くらしのセンター  
〒432-8032  
浜松市中区海老塚町51-1  
【電話相談】  
市民相談 457-2025  
交通事故相談 457-2233  
消費生活相談 457-2205

2016(平成28)年から電力の小売りが全面自由化され、従来の電力会社以外の電力事業者と自由に契約できるようになりました。しかし、訪問してきた事業者が「電気代が安くなる」「マンション全体で契約先の電力会社に変更になる」と事実と異なる説明をして、契約を迫るという相談が浜松市くらしのセンターにも寄せられています。



今月号では、電力契約の訪問販売トラブルの相談事例とアドバイスを紹介します。

### ◆ 事例1 大手電力会社からの委託と名乗り、訪問があったが・・・

「大手電力会社の委託を受けてきました」と訪問があり、電気代が安くなるので、検針票を見せるように言われた。検針票を見せたら何か記録して帰った。大手電力会社との契約は済んでいるのに不審。(10歳代)



### ◆ 事例2 マンション全体で電力会社が変わると言われた

賃貸マンションに入居して間もなく、訪問してきた男性に「マンション全体で契約する電力会社が当社に変わる」と言われた。紙に氏名、電話番号、生年月日を書かされ、検針票を見せてしまった。勝手に契約先を変えられないか心配だ。(10歳代)

### ◆ ひとことアドバイス

○このフレーズの勧誘があった際は要注意!

- ①「大手電力会社の委託を受けている」→会社の情報や訪問目的を必ず確認する
- ②「電気代が安くなる」→契約プランの内容を確認し、必ず現在の契約と比較検討する
- ③「このマンション全体の契約が切り替わる」→管理会社、大家さんに必ず確認する
- ④「検針票を見せて」→すぐには見せない、教えない

※検針票には個人情報以外に顧客番号等が記載されており、それらが分かると契約変更できてしまいます。

○訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができます。

○困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は、浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン188)



【参考・引用】若者向け注意喚起シリーズ No.11 (2022年4月11日公表) 発行:独立行政法人国民生活センター

くらしのセンターご案内

こちらへ



消費者ホットラインご案内

こちらへ



## エシカルコラム Vol.84 エシカル消費



エシカル消費は日々の小さな行動を継続して積み重ねていくことが大切です。多くの人が少しずつでも実践することが大きな力になって社会を変えていくことにつながります。今回はエシカルな商品を選ぶときに目安となるマークの一部を紹介します。マークがついた商品は食品、衣料品、文房具など様々なものがあります。

### 未来につながるエシカル消費⑥

#### ◎認証ラベルを探してみよう

エシカルな商品の目安となるマークの一部を紹介します。買い物のときに参考にしてください。この他にもいろいろなマークがありますので、探してみましょ



#### 国際フェアトレード認証

適正価格での取引、労働環境保護、農薬使用規制などの基準を満たした製品のマーク



#### エコマーク

生産から廃棄までを通して環境負荷が少ない製品のマーク



#### RSPO認証

熱帯林の環境や人に配慮し、適切な農園管理で作られたパーム油を使用した製品のマーク



#### 有機JAS

農薬、化学肥料、遺伝子組み換え技術を使用しないで作られた製品のマーク



#### MSC認証

海洋の自然環境や水産資源を守った漁業で獲られた水産物、水産加工品に付けられるマーク



#### FSC認証

環境や地域社会に配慮した森林管理が行われている森林のマーク。その森林から生産された製品に、マークが付けられる



#### レインフォレスト・アライアンス認証

森林の生態系、自然資源の保護などの基準を満たした製品に付けられるマーク



#### バイオマスマーク

天然由来の資源を利用しつつ、品質や安全性が保障された製品に付けられるマーク

【参考・引用】消費者庁発行パンフレット「みんなの未来に エシカル消費」

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



消費者庁イラスト集より